

# 社会保険しまね

No.782

「出雲・神西湖畔のツワブキ」  
illustrated by saori notsu

島根県の状況(平成24年7月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,663 事業所	11,435 事業所
船舶所有者数	66 事業所	—
被保険者数	男性	96,960 人
	女性	69,459 人
	坑内員	8 人
	船員	866 人
被扶養者数	—	107,353 人

厚生年金の受給権者数	241,840 人
年金額(年金額には停止額を含む)	1,734億36百万円
健康保険の給付件数	236,718 件
健康保険の給付額	29億92百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談所についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

## 日本年金機構からのお知らせ

### 新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	12月12日(水)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)*
出雲	12月4日(火)		出雲市民会館(302会議室)
浜田	12月14日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

### 「ねんきんネット」の利用登録を! アクセスキーのお申し込みは、年金事務所へ!!

「ねんきんネット」は、年金加入者や受給者の方のためのインターネットサービスです。

- 24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます!
- 記録がわかりやすく表示されており、「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!
- 将来の年金額が、ご自身で試算できます!
- 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの内容が、ご自宅のパソコンで確認できます!



アクセスキーの発行は、最寄りの年金事務所でも行っています。窓口にてお申し込みください。

※基礎年金番号および本人確認ができるものをご持参ください

◆ご利用には、ユーザIDが必要です。IDの取得申込み(「ねんきんネット」利用登録)は、日本年金機構ホームページから申請できます。

※申し込みには基礎年金番号が必要です。事前に年金手帳等でご確認ください。登録後、5日程度でユーザIDがお手元に郵送されます。

※「ねんきん定期便」に記載されているアクセスキー(有効期限は3カ月)を使って申し込むと、インターネット経由で、ユーザIDをすぐに取得できます。



★詳しくは、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」をご覧ください。

お問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-058-555 ※050または070で始まる電話からは

TEL 03-6700-1144

【受付時間】

月~金曜日/9:00~20:00  
第2土曜日/9:00~17:00

### 最低賃金額が改定されました

島根県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用される島根県最低賃金が、次のとおり改定されました。

※最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

◆島根県最低賃金額

【時間額】

652円

発効日/平成24年10月14日

※最低賃金に関するお問い合わせは、島根労働局または最寄りの労働基準監督署へお願いします。

### 社会保険労務士による年金相談所の開設

12月~1月

地区	相談会場	相談日		地区	相談会場	相談日	
		12月	1月			12月	1月
奥出雲町	仁多庁舎	7日(金)	11日(金)	益田市(◆)	益田市役所	12日(水)	9日(水)
	横田庁舎	21日(金)	25日(金)	津和野町	日原中央公民館	21日(金)	—
飯南町	頓原庁舎	—	11日(金)	吉賀町	六日市庁舎	—	18日(金)

◎相談にあたっての注意事項は、年金機構の年金相談に同じです。

■相談時間(益田市を除く地区) 10:00~15:30

◆相談時間(益田市【要予約:前日までに益田市保険課 TEL0856-31-0216へ】)9:00~12:00・13:00~16:00

## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

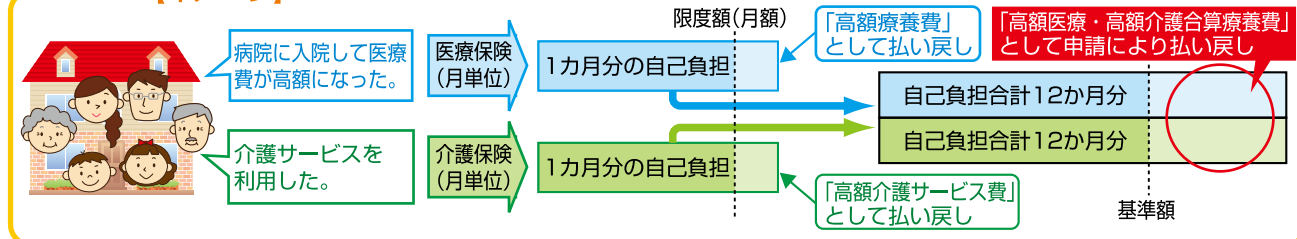
### ご存知ですか？高額医療・高額介護合算療養費

#### ○高額医療・高額介護合算療養費とは？

協会けんぽの健康保険制度と市町村の介護保険制度においては、費用が高額になった場合、それぞれで月単位の自己負担を軽減する制度(高額療養費、高額介護サービス費)があります。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、同じ世帯で健康保険と介護保険の両方を利用された場合に、さらに年単位で自己負担の軽減を図る制度です。(平成20年4月から)

【イメージ】



#### ○支給される額は？

同一世帯(被保険者本人とその被扶養者)で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に「健康保険」と「介護保険」の両方に自己負担(高額療養費、高額介護サービス費受給後の自己負担)があり、その自己負担額の合計が下表の基準額を超えた場合(超えた金額が501円以上の場合に限る)に、申請によって基準額を超えた額が支給されます。

《基準額》

所得区分		70歳～74歳の方がいる世帯(※1)	70歳未満の方がいる世帯(※2)
ア	高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合(現役並み所得者)	67万円	126万円
	被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合(上位所得者)		
イ	ア・ウ・エ以外の場合(一般)	56万円	67万円
ウ	被保険者が市町村民税非課税の場合(低所得者Ⅱ)	31万円	34万円
エ	ウのうち、被保険者とその被扶養者全員の所得が一定以下の場合(低所得者Ⅰ)	19万円	

(注)対象となる世帯に、70歳～74歳の方と70歳未満の方が混在する場合には、まず70歳～74歳の方に係る自己負担の合算額に、(※1)の区分の自己負担限度額を適用し、なお残った負担額と70歳未満の方に係る自己負担額の合算額とを合算した額に(※2)の区分の自己負担限度額が適用されます

#### ○申請から支給までの流れ

高額医療・高額介護合算療養費制度は、加入している健康保険(協会けんぽ)と介護保険(市町村)の双方から、自己負担額の比率に応じて支給される仕組みとなっています。

したがって、協会けんぽと市町村の両方の窓口で申請をすることが必要となります。

《申請から支給までの流れ》

##### ①介護保険(市町村)に申請する

介護保険者(市町村)に申請を行います。  
市町村では、申請受付後、「介護自己負担額証明書」を申請者に交付します。

〇〇市役所



##### ②健康保険(協会けんぽ)に申請する

市町村から交付された「介護自己負担額証明書」を添付して協会けんぽに申請を行います。

協会けんぽ



##### ③協会けんぽ・市町村それぞれから支給を受ける

協会けんぽと市町村のそれぞれで支給額が決定され、支払いがされます。

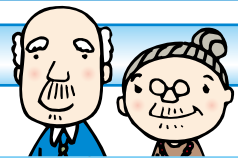


【手続きに関するお問い合わせ先】 協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

# 日本年金機構から年金相談についてのお知らせ

## 出張相談所の開設

12月～1月



◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会場	相談日		時間
隠岐の島町ふれあいセンター	12月12日(水)	1月21日(月)	13:00～16:00
	12月13日(木)	1月22日(火)	9:30～12:00
西ノ島町黒木公民館	—	1月30日(水)	14:00～17:00
海士町役場	—	1月31日(木)	9:30～12:00
大田市役所	12月26日(水)	1月23日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	12月25日(火)	1月22日(火)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止になることがありますので、あらかじめご了承ください。

■相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。  
※代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

### お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (財)島根県社会保険協会からのお知らせ (詳しくはホームページをご覧ください)

### 平成25年用カレンダーを配布します

(財)島根県社会保険協会と松江・出雲・浜田社会保険委員会では、平成25年用カレンダーを24年度の社会保険委員等研修会受講者の皆さんにお配りしましたが、予備がありますのでご希望の事業所の皆様にお配りすることとしました。

平成25年用カレンダーは、6ヶ月単位で2枚一組です。(B2版)

- 申し出先：各年金事務所 適用調査課窓口(各種届出窓口)  
協会けんぽ島根支部 窓口(数量はわずかです)  
隠岐地区は、「隠岐汽船の高瀬様」あてに申し出ください。  
(いずれも、郵便等を利用して送付することはできませんのでご了承ください。)



### 24年度事業である冬期の助成制度が始まります。

(財)島根県社会保険協会では、会員事業所の被保険者(被扶養者を含む)の皆さんを対象に、冬期の利用料助成事業が12月1日から始まります。

利用助成事業は、昨年度と同じくスケート、ボウリング、温泉施設、スキーリフト券の利用料助成です。温泉施設では変更がありますので、別途会員事業所(24年度の会費納入事業所)あてに送付します利用案内等をご覧ください。

また、健康づくりDVDの無料貸出しを行っており、今回同時にご案内しますが、新たに次の4種類を追加しました。

1. フィットネスダンス ひばりエクササイズ
2. 大笑い健康プログラム 第1笑
3. 大笑い健康プログラム 第2笑
4. 大笑い健康プログラム 第3笑



なお、会員事業所(24年度会費納入事業所)への貸出しは、送料も当会で負担します。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>  
 全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>  
 島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻782号◆ 発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部  
 2012.11.20発行 ※次回の発行については平成25年1月を予定しています